処分の概要	責任技術者の登録の取消し又は効力の停止	
例 規 名根 拠条項	赤平市下水道条例 第7条の7第3項	
例規番号	昭和63年条例第9号	

【根拠条文】

(責任技術者の登録の資格)

- 第7条の7 責任技術者認定試験に合格した者で指定業者の営業所等に専属している者は,責任 技術者の登録を受ける資格を有するものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者
- 3 市長は,責任技術者の登録を受けている者が,この条例又は規則に違反したときは,その責任技術者の登録を取り消し,又は登録の効力を停止することができる。

【基	準]
----	---	---

1	曲	耂
ш	ш	τ

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	指定の取消し又は一時停止	
例 規 名根 拠条項	赤平市下水道条例 第7条の13第1項	
例規番号	昭和63年条例第9号	

【根拠条文】

(指定の取消し又は一時停止)

第7条の13 市長は,指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは,第7条第1項の指定を取り消し,又は指定の効力を停止することができる。

- (1) 第7条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- (2) 第7条の4第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第7条の11に規定する指定業者の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施行ができないと認められるとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) その施行する排水設備工事が,下水道施設の機能に障害を与え,又は与えるおそれが大であるとき。
- (6) 不正の手段により第7条第1項の指定を受けたとき。
- (7) 条例又は規則に違反したとき。
- 2 第7条の3第2項の規定は,前項の場合に準用する。

_			_
•	#	:#	7
	#	迚	- 1

ŀ	±	_
1	田	4

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名根 拠条項	赤平市下水道条例 第19条第1項
例規番号	昭和63年条例第9号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第19条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料の徴収については,水道条例の規定を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

【基準】

根拠条文及び第20条の規定による。

(使用料の算定方法)

第20条 使用料の額は,毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ,別表により算定した額の合計額とする。

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。
- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い、公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	占用料の徴収
例 規 名根 拠条項	赤平市下水道条例 第25条第2項
例規番号	昭和63年条例第9号

【根拠条文】

(占用)

- 第25条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け,継続して 公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は,占用許可願を提出して市長の許可 を受けなければならない。ただし,占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたと きは,その許可をもって占用の許可とみなす。
- 2 市長は,前項の占用の許可を受けた者から,占用料を徴収する。ただし,次の各号に掲げる占用物件については,この限りでない。
- (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業的性格を有しない事業及び郵政事業に係る占用物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する 地方公営企業以外の事業に係る占用物件
- 3 前項の占用料の額の算定, 徴収の方法, 減免等については, 赤平市道路占用料徴収条例(昭和 31年条例第6号)の規定を準用する。

【基準】

ŀ	#	
1	囲	吞

処分の概要	原状回復の指示
例 規 名根 拠条項	赤平市下水道条例 第26条第2項
例規番号	昭和63年条例第9号

【根拠条文】

(原状回復)

第26条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は,前条第1項の占用の許可を受けた者に対して,前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

【基準】

ŀ	#	
1	囲	吞

処分の概要	過料
例 規 名根 拠条項	赤平市下水道条例 第27条
例 規 番 号	昭和63年条例第9号

【根拠条文】

(過料)

第27条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条の確認なく排水設備を築造,改築又は増築した者
- (2) 詐欺その他不正の行為によって使用料の徴収を免れようとした者
- (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者
- 2 詐欺その他不正の行為により,使用料の徴収を免れた者に対しては,その免れた金額の5倍に 相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料 に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人,その従業員が,その法人又は人の業務に関し前2項に規定する違反行為をしたときは,行為者に過料を科するほか,その法人又は人に対して当該過料を科する。

【基準】

Ι±	£.	≠∠
118	Ħ.	#

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	徴収猶予の取消し
例 規 名根 換条項	赤平市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則 第9条第1項
例規番号	昭和63年規則第18号

【根拠条文】

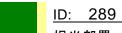
(徴収猶予の取消し)

- 第9条 市長は,前条第3項の規定により徴収猶予を受けた者が,次の各号の一に該当するときは,その徴収猶予を取り消し,その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。
- (1) 前条第1項後段の規定により分割して納付することを認めた負担金をその期限までに納付しないとき。
- (2) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続すること が適当でないと認められるとき。
- (3) 第12条第1項各号の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る負担金の金額を徴収することができないと認められるとき。
- 2 市長は,前項の規定に基づき徴収の猶予を取り消したときは,その者に対して下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

【基準】

ŀ	#	
1	囲	吞

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	料金の徴収
例 規 名根 拠条項	赤平市水道条例 第33条
例 規 番 号	昭和43年条例第33号

【根拠条文】

(料金の納入義務)

第33条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置の使用者又は所有者及び総代人が納入 義務を負うものとする。

【基準】

根拠条文及び第34条の規定による。

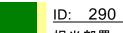
(料金)

第34条 料金は、次の表に定めるところにより算定した額の合計額とする。この場合において1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

区	分	1ヶ月の基本水量	基本料金		超過料金	
	T				$(1m^3)$	
計量	家庭	$5\mathrm{m}^3$	822.5円			282.86円
専用	用	8m³	1,830.5円			
栓	業務	$16 \mathrm{m}^3$	4,078円	16m³を超		284.91円
	用			え		
				$1,000 \mathrm{m}^3$		
				までの分		
				$1,000 \mathrm{m}^3$		270.51円
				を超える		
				分		
	大口	$10,000 \mathrm{m}^3$	1,242,000円			172.8円
	業務					
	用					
	浴場	$100\mathrm{m}^3$	8,424円			118.8円
	用					
特別	臨時	$10 \mathrm{m}^3$	9,342円			842.4円
計量	用					
栓						

赤平市 条例適用不利益処分個票

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	手数料の徴収
例 規 名根 拠条項	赤平市水道条例 第41条第1項
例 規 番 号	昭和43年条例第33号

【根拠条文】

(手数料)

第41条 第11条第2項に規定する審査若しくは検査に係る手数料(以下「給水工事手数料」という。)又は第49条に規定する検査に係る手数料(以下「貯水槽水道検査手数料」という。)は、次の各号の区分により、給水工事手数料にあっては工事(修繕を除く。)の申込者又は貯水槽水道検査手数料にあっては設置者からそれぞれ申込みの際これを徴収する。

(1) 給水工事手数料

	区分		単位	金額
給水装置申込手	給水装置の新設,改造,修繕又は撤		1件につき	2,000円
数料	去工事			
第11条第2項の	新設工事	メーター口径40ミリ	1件につき	4,000円
設計審査(使用		メートル未満		
材料の確認を含		メーター口径40ミリ	1件につき	8,500円
む)		メートル以上		
	改造工事		1件につき	2,200円
	撤去工事		1件につき	900円
第11条第2項の	新設工事	メーター口径40ミリ	1件につき	7,600円
検査		メートル未満		
		メーター口径40ミリ	1件につき	14,800円
		メートル以上		
	改造工事		1件につき	4,900円
	撤去工事		1件につき	900円
給水装置工事事	給水装置工事	事業者の指定	1件につき	10,000円
業者指定手数料				
メーター試験手	メーターの試	50ミリメートルまで	1件につき	1,000円
数料	験(異常を認	100ミリメートルま	1件につき	2,000円
	めないときの	で		
	み)			
 第13条第2項の研	雀 認		管理者がその者	『度定める額

- 1 メーター1個につき1件とみなす。
- 2 メーターを設置しない新設工事の場合は、当該新設する給水管の最大口径をもってメーター口径とみなす。
- (2) 貯水槽水道検査手数料

赤平市 条例適用不利益処分個票

区分	単位	金額	摘要
一般検査	1件につき	18,200円	施設及びその管理の状況に関する検査,水
			質検査並びに書類検査
簡易検査	1件につき	2,400円	建築物における衛生的環境の確保に関す
			る法律(昭和45年法律第20号)第6条にある
			建築物環境衛生管理技術者が選任された
			特定建築物で,貯水槽水道の管理状況を示
			す書類検査

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

ľ	其	淮	1
	坐	—	4

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	過料
例 規 名根 換条項	赤平市水道条例 第45条及び第46条
例規番号	昭和43年条例第33号

【根拠条文】

第45条 次の各号の一に該当するときは、5万円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水 を停止する。なお、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして, 詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水工事を行い,又は給水装置を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用した場合等において警告を発してもなおこれを改めないとき。
- 第46条 管理者は,前条の詐欺その他の不正行為によって,料金又は手数料の徴収を免れた者に対し,徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは,5万円とする。)以下の過料を科することができる。

備老

MD . 2	,

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	指定の取消し
例 規 名根 換条項	赤平市指定給水装置工事事業者規則 第8条
例 規 番 号	平成10年規則第15号

【根拠条文】

(指定の取消し)

第8条 管理者は,指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは,第4条第1項の指定を 取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し,正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず,又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

_			_
•	#	:#	7
	#	迚	- 1

+H ++u	攵		17	$\overline{}$	10
根拠	*	X	V .	口	しっ

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	指定の停止
例 規 名根 換条項	赤平市指定給水装置工事事業者規則 第9条
例規番号	平成10年規則第15号

【根拠条文】

(指定の停止)

第9条 前条第1項各号に該当する場合において,指定工事業者に斟酌すべき特段の事情がある ときは,管理者は,指定の取り消しに替えて,6月を超えない期間を定め指定の効力を停止する ことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	------------------	---------	---	---	---	--